

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を平成3年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月29日から同年7月1日まで

私が勤務していたC社は、平成3年6月にA社B店に営業権譲渡したことに伴い、勤務場所は変わったが、営業権譲渡後も引き続き継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白が生じていることに納得できない。

なお、厚生年金保険料については、毎月の給与から引き続き控除されていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間を含む前後の期間において、C社及びA社B店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は「C社及びA社B店は同一事業主で、C社を解散する前に従業員の大半をA社B店に転籍させたもので、転籍した従業員の勤務は継続しており、厚生年金保険料についても引き続き控除したと考えられる。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、転籍日については、オンライン記録により、申立人、事業主及び同僚40人は、申立人と同じく、平成3年6月29日に厚生年金保険の被保

険者資格を喪失していることが確認できる一方で、転籍しなかったと考えられる同僚4人は同日に資格を喪失していないことが確認できること、並びに申立人、事業主、同僚40人の資格喪失は、同社からA社B店に転籍したことによるものであると推認できることから、同年6月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における平成3年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年6月から同年8月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年6月から同年8月までの上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、平成16年9月から17年5月までの標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果18万円とされているところ、当該月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額（平成16年9月は19万円、同年10月から同年12月までは18万円、17年1月及び同年2月は19万円、同年3月から同年5月までは20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を16年9月は19万円、同年10月から同年12月までは18万円、17年1月及び同年2月は19万円、同年3月から同年5月までは、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月1日から17年6月1日まで
② 平成16年6月30日
③ 平成16年12月10日

私は、平成9年10月21日から現在までA社に継続して勤務している

が、ねんきん定期便に記載されている申立期間①の標準報酬月額があまりにも低いので、給料支払明細書と比較してみたところ、実際に支給された給料に比べ低い報酬月額で届出されているほか、給料支払明細書に記載された保険料控除額を確認したところ、届出に基づいて決定された標準報酬月額を上回る標準報酬月額によって保険料が控除されていることが分かった。

また、申立期間②及び③についても、給料支払明細書に記載された保険料控除額を確認したところ、届出に基づいて決定された標準賞与額を上回る標準賞与額によって保険料が控除されていることが分かった。

当該期間の給料支給明細書等を提出するので、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された給料支払明細書から、申立期間のうち、平成16年6月から同年8月までの期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により18万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が18万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間のうち、平成16年9月から17年5月までの標準報酬月額は、当初16万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年5月に16万円から18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出された給料支払明細書及び事業主から提出された賃金台帳から、当該期間について、その主張する標準報酬月額（平成16年9月は19万円、16年10月から同年12月までは18万円、17年1月及び同年2月は19万円、同年3月から同年5月までは20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年9月から17年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年6月30日及び同年12月10日に支給された賞与については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和41年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月20日から同年6月25日まで
私の年金記録は、昭和41年5月20日から同年6月25日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

私は、昭和38年4月にA社に入社してから現在に至るまでA社及び同社の関連会社において継続して勤務し、この間、私の給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間においては同社B営業所に勤務しており、会社も当該期間の届出事務手続誤りを認めているので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、同僚等の供述及び現事業主の回答から、申立人がA社に継続して勤務し（同社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同社B営業所の元上司は「給与の締め日が毎月20日であったことから、20日付けの人事異動が多く、申立人の異動日は昭和41年5月20日で間違いない。」と供述しているほか、申立人と交代で同社B営業所から同社C営業所に異動した同僚(前任者)は、異動の際に申立人と事務引継を行ったと供述しているところ、当該同僚の同社C営

業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 41 年 5 月 21 日であることが確認できることから、同年 5 月 20 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社 B 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 41 年 6 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、同社 B 営業所は適用事業所であったことから、申立人の申立てどおりの資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

福井国民年金 事案 220

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月まで
ねんきん特別便をみて、申立期間が未納となっていることを知った。

国民年金制度発足当初は、年金に興味は無く信頼もしていなかったため加入していなかったが、昭和 45 年ごろに市役所の人に来て、法律で加入が義務付けられていると言われ仕方なく加入した。この時、今まで未加入であった期間の私の国民年金保険料と夫の国民年金保険料をまとめて納付し、領収書をもらった覚えがあるので、7年半も未納であることに納付できない。また、私の保険料は夫の分と一緒に納付していたので、一方だけ納付していないとする記録も納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 45 年ごろ、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 10 月 1 日に夫婦連番で払い出され、当該払出時点で、国民年金制度が発足した 36 年 4 月にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に保険料の納付方法をみると、申立期間の保険料は現年度納付をすることができず、特例納付及び過年度納付をすることとなる。

しかしながら、夫婦の保険料の納付状況について、申立人が所持している国民年金保険料現金領収証書及び特殊台帳をみると、申立人は昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までを特例納付し、44 年 4 月から 45 年 3 月までを過年度納付していることが確認できるものの、一緒に一括納付したとする夫に

については、申立人とは異なる日に複数回に分けて、40年4月から43年3月までを特例納付し、44年4月から45年3月までを過年度納付していることが確認でき、夫の保険料とともに一括納付したとする申立内容と一致しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳にはられている領収書等から確認できる保険料の納付済期間は、市町村の住民情報オンライン記録の納付履歴、特殊台帳及びオンライン記録とすべて一致しており、行政機関の記録管理に不自然な点は見られない。

さらに、申立人が国民年金手帳記号番号を払い出された年度以降60歳到達までに国民年金保険料を納付できる期間は282か月であったことからみて、申立人は、老齢年金の受給権25年(300か月)を満たすために、不足する国民年金保険料のみ特例納付及び過年度納付したものと推測される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 221

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳になった際に国民年金に加入するか迷っていたが、昭和 51 年 6 月ごろに国民年金の加入に関して町役場から連絡があったので、役場に出向いたところ、対応した男性職員に説得され未納であった 3 年分の国民年金保険料を一括して納付したと記憶している。

現在、申立期間の領収書は無いが、同時期に納めた昭和 51 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月分の保険料の領収書を保管しているほか、当時の窓口職員との会話もよく覚えている。間違いなく 3 年分の国民年金保険料を納めたので、納めたはずの保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、昭和 51 年 6 月ごろに町役場で未納であった 3 年分の保険料をさかのぼって納めたと一貫して主張しているが、51 年 6 月ごろは、特例納付実施期間ではないため、未納であった 3 年分の保険料をすべて納付することはできない上、町役場の窓口で特例納付及び過年度納付をすることはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 7 月 19 日に払い出されており、申立人が町役場で納付したとする月及び当該払出日を前提に納付方法をみると、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間について過年度納付をすることは可能であったと考えられるが、申立人は、「3 年分の保険料を納付したのは間違いなく、2 年分の保険料のみを納付した記憶は無い。」と供述しているほか、元町役場の国民年金担当者

は、「制度上、町役場において取扱いのできない国民年金保険料を収納することはあり得ない。また、申立期間当時、社会保険事務所（当時）が発行する国民年金保険料納付書（国庫金）を町役場窓口に配備していた記憶は無く、当該納付書を手書き作成した記憶も無い。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない上、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 36 年 10 月 1 日にA社B工場に入社したが、厚生年金保険の記録は 37 年 3 月 1 日からしか無く、5 か月間記録が漏れている。
当該期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認しているので調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された人事記録から、申立人が昭和 36 年 10 月に臨時工として採用され、同社同工場に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、「申立期間当時、当社には主に正社員、傭員、臨時工及び季節工といった雇用形態があった。正社員は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったが、臨時工については、採用時に厚生年金保険には加入させず、勤務実態等をみて一定期間経過後に加入させていた。」と回答している。

そこで、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日の昭和 37 年 3 月 1 日に資格取得した男性従業員で、当該事業所において約 3 年以上の被保険者期間を有している者に対してアンケートを行ったところ、採用時に臨時工であったと回答した 15 人全員について入社日と資格取得日に 6 か月以上の開きがあることが確認できる。また、上記回答者のうち、5 人は「臨時工は入社と同時に厚生年金保険には加入していなかった。ある程度の試用期間後、厚生年金保険に加入した。」と回答している。

また、C健康保険組合から提出された健康保険加入記録簿をみると、申

立人の健康保険被保険者資格取得日は厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和 37 年 3 月 1 日であることが確認できるところ、事業主は、「当社は組合管掌健康保険であり、政府管掌健康保険とは取扱いが異なるものの、他の従業員の記録をみても、健康保険及び厚生年金保険被保険資格取得日は、同一日であることが確認できる。当社においては、申立期間当時から健康保険及び厚生年金保険の加入手続は同時に行う取扱いであったので、加入手続を行っていない従業員の給与から社会保険料を控除したとは考え難い。」旨回答している。

さらに、前述の被保険者名簿をみると、昭和 37 年 3 月 1 日に申立人を含め 173 人が一斉に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 7 月 31 日まで
ねんきん定期便が届いたので、年金事務所において年金記録を確認したところ、標準報酬月額が昭和 46 年 9 月に 8 万 6,000 円であったものが、47 年 10 月に 8 万円に減額されて記録されていることが分かった。

私は、昭和 33 年 6 月 7 日に A 社 (旧 : B 社) に入社し、51 年 9 月末日に退職するまで継続して勤務していた。申立期間当時、会社の経営は順調で、毎年 4 月に定期昇給があり、給与は増額していた。私の給与が減額された記憶はないので、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所 (当時) の A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 46 年 9 月に 8 万 6,000 円であったにもかかわらず、47 年 10 月の定時決定では 8 万円に減額されているが、申立期間当時、会社の経営は順調で、毎年 4 月に定期昇給があり、給与は増額していたとして申し立てている。

しかし、A 社は、「申立期間に係る給与支給額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保存していないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。しかし、当時は既に、給与関係事務を機械化処理していることから、報酬月額を実際の給与支給額と異なる額で届出することは考えられず、社会保険事務所の記録どおりの保険料を給与から控除していたはずである。」と回答している。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認し

ても、標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録（資格記録）とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、昭和 33 年に入社した申立人を含む 17 人について、昭和 45 年度から 47 年度までの標準報酬月額等級の推移をみると、47 年 10 月時点で標準報酬月額等級区分による等級が降級している者は申立人を含め 2 人確認（2 人とも 1 等級の降級）できる。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。